

主任介護支援専門員の資格取得・更新 Q&A

問1. 主任介護支援専門員とは

- 専門研修Ⅰ・Ⅱを修了した者で、介護支援専門員として十分な知識・経験を有する者が「主任介護支援専門員研修」を修了することで、主任介護支援専門員になることができます。
主任介護支援専門員は、地域での多職種協働・連携の体制作りと個々の介護支援専門員に対する助言・指導等の役割が求められており、地域包括ケアシステムの構築に重要な役割を担っています。

問2. 主任介護支援専門員資格取得について

- 主任介護支援専門員の資格取得には、「主任介護支援専門員研修」を修了する必要があります。本研修を修了すると、**研修修了日から5年間**の有効期間が与えられます。
- 主任介護支援専門員の資格を取得するにあたっては、実務経験年数などの要件があります。受講に当たっては、実施要綱等、最新の情報を確認してください。



主任介護支援専門員研修修了日

主任介護支援専門員有効期間満了日

令和2年12月6日



令和7年12月5日

修了証明書

〇〇 〇〇

××××××
××××××
××××××

問3. 主任介護支援専門員資格の有無は、どのように証明するのか

- 主任介護支援専門員の資格は、介護支援専門員証のような資格証は交付されません。主任介護支援専門員であることを証明できるものは、「主任介護支援専門員（更新）研修修了証明書」となります。
- よって、「主任介護支援専門員（更新）研修修了証明書」は非常に重要なものとなりますので、厳重に保管してください。（原則、修了証明書の再発行はできません。）

問4. 主任介護支援専門員の有効期間は、どのように確認するのか

- 主任介護支援専門員の有効期間は介護支援専門員証では確認できません。有効期間は、「主任介護支援専門員（更新）研修修了証明書」で確認してください。よって、「主任介護支援専門員（更新）研修修了証明書」は非常に重要なものとなりますので厳重に保管してください。（原則、修了証明書の再発行はできません。）

問5. 主任介護支援専門員研修修了年度による有効期間起算日の違いについて

- 平成26年度以前（平成18年度～26年度）に主任介護支援専門員研修を修了した者の有効期間については、「最初の主任介護支援専門員更新研修修了日」から5年ごととなります。
- 平成27年度以降に修了した者については、「主任介護支援専門員研修修了日」から5年ごととなります。

H26年度以前に修了

H27年度以降に修了

最初に修了した主任介護支援専門員更新研修の修了日から5年ごと

主任介護支援専門員研修の修了日から5年ごと

問6. 主任介護支援専門員資格の更新について

- 主任介護支援専門員の資格を更新するためには、「主任介護支援専門員更新研修」を主任介護支援専門員及び介護支援専門員証の有効期間内に修了する必要があります。**専門研修や更新研修の修了では、主任介護支援専門員の有効期間を更新することはできませんのでご注意ください。**
- 本研修は主任有効期間満了の概ね2年前から受講でき、研修を修了すると5年間有効期間が延長されます。
- なお、主任介護支援専門員資格の更新については、手続は必要ありません。

問7. 主任介護支援専門員の資格を持っている者が「主任介護支援専門員更新研修」を修了した場合、介護支援専門員証についても更新ができるか

○ 「主任介護支援専門員更新研修」を修了した場合は、「**介護支援専門員証**」の更新手続きを行うことができます。なお、「**主任介護支援専門員研修**」の修了では、**介護支援専門員証の更新手続きはできませんのでご注意ください。**

○ 主任介護支援専門員の更新と違い、介護支援専門員証の更新には「**手続**」が必要となります。手続は、有効期間満了日の12ヶ月（1年）前～1ヶ月前までの間に行ってください。原則、有効期間満了日を過ぎると、申請書を提出いただいても更新手続きをすることはできませんのでご注意ください。

問8. 主任介護支援専門員更新研修修了後、介護支援専門員証の更新手続きはいつでも可能か

○ 主任介護支援専門員更新研修修了後、介護支援専門員証の有効期間を更新する場合は、**介護支援専門員証の有効期間が1年をきってから**申請してください。1年以上有効期間が残っている場合は、申請書を提出いただいても受理できません。

問9. 主任介護支援専門員の資格を持っている者について、介護支援専門員証の有効期間が切れた場合は

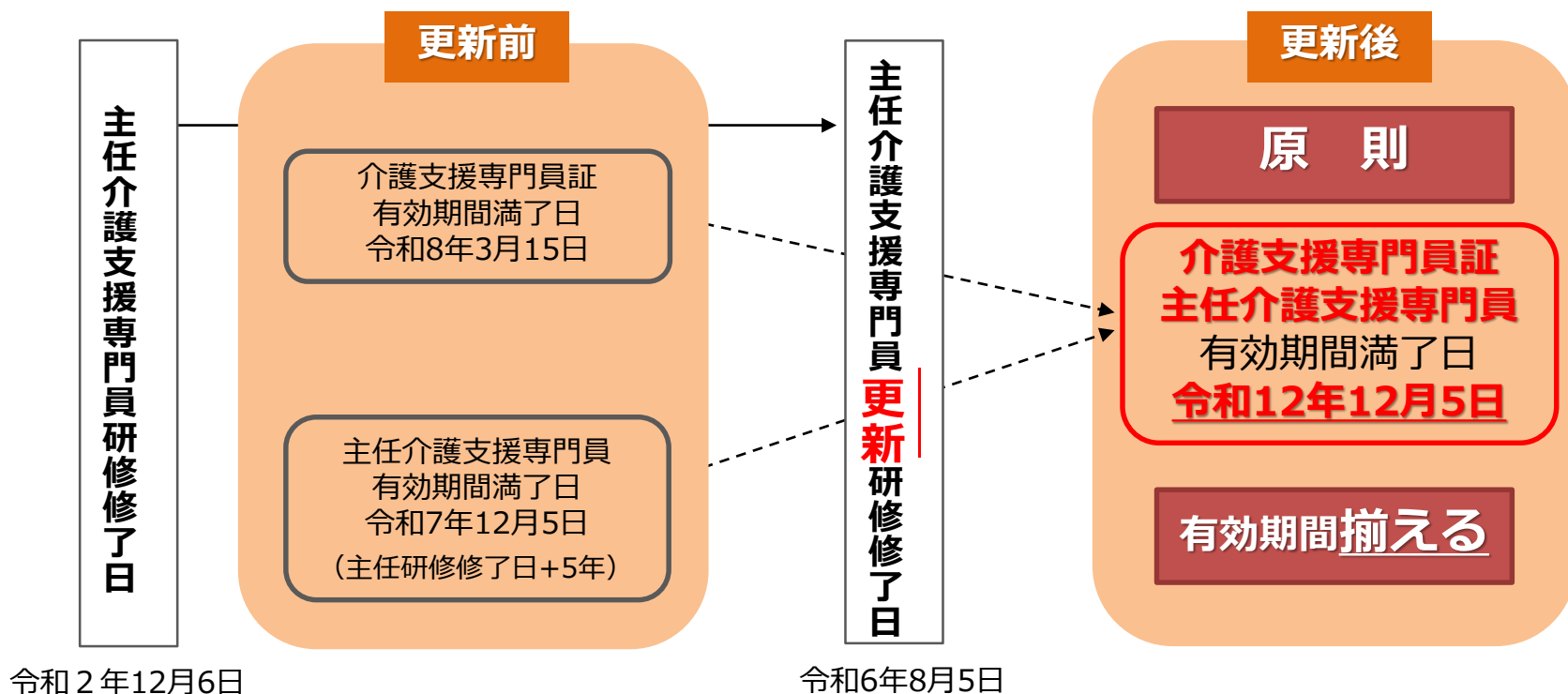
○ 介護支援専門員証の有効期間が切れた場合、介護支援専門員の資格と**同時に主任介護支援専門員の資格も失います。**

○ 対して、介護支援専門員証の有効期間内に主任介護支援専門員の有効期間が切れても、失う資格は、主任介護支援専門員の資格のみとなります。

○ 主任介護支援専門員の有効期間満了後において、主任介護支援専門員としての業務に再び就きたい場合は、再度「主任介護支援専門員研修」を受講する必要があります。

問10. 主任介護支援専門員更新研修修了後の介護支援専門員証の有効期間について

○ 主任介護支援専門員更新研修を修了した者の介護支援専門員証の有効期間については、主任更新研修修了証明書の有効期間に置き換えて、**両方の有効期間を揃える**ことを原則とします。



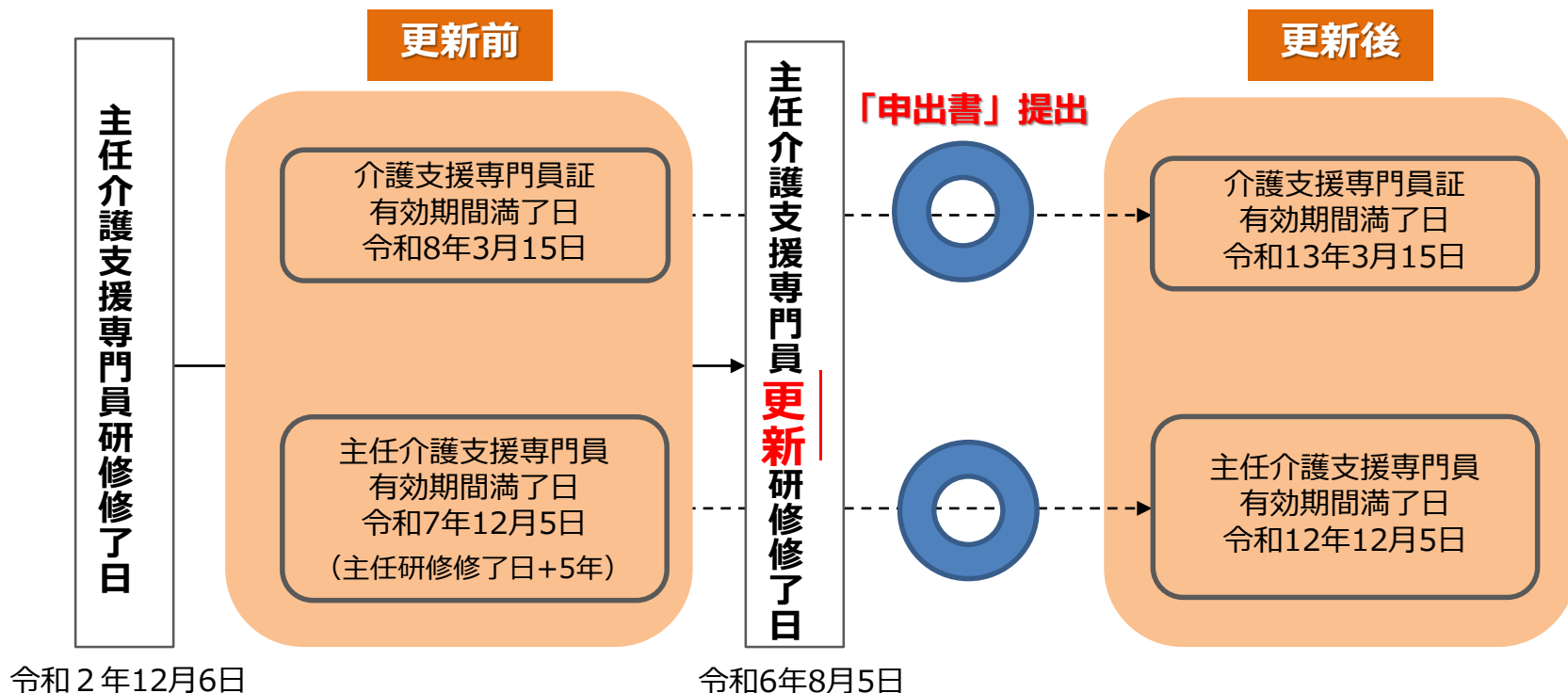
◎メリット・×デメリット

- ◎ 介護支援専門員証と主任の有効期間が一致するため、**有効期間の管理がしやすい**。
- × 介護支援専門員証の有効期間を**一部放棄**することとなる。（本来は、令和13年3月15日まで）

※ただし、主任介護支援専門員の有効期間に置き換えることで、介護支援専門員証の有効期間が5年を超える場合は、置き換える（揃える）ことはできません。

問11. 問10に関し、有効期間を揃えない（介護支援専門員証有効期間≠主任介護支援専門員有効期間）ことも可能か

○ **申出書を提出**いただければ、揃えないことも可能です。但し、介護支援専門員証と主任介護支援専門員証の有効期間満了日が異なりますので、各々有効期間を管理する必要があります。



◎メリット・×デメリット

◎ **有効期間の一部放棄が発生しない。**

× 介護支援専門員証と主任の有効期間が違うため、**各々有効期間の管理が必要**になる。証の更新申請
手続を忘れた場合は、介護支援専門員及び主任介護支援専門員としての業務に従事できなくなります。

問12. 主任介護支援専門員の資格を更新しない場合、今後の更新はどの研修を受講したらよいか

○ 主任介護支援専門員の資格は更新しないが、介護支援専門員証の更新を希望する者について、実務経験者は「専門研修課程Ⅱ」、退職や離職等により実務に就いていない者は「更新研修（実務未経験）」を受講してください。ただし、受講申込にあたっては、受講要件がありますので、要件を満たしているか事前に確認をお願いします。なお、主任介護支援専門員の資格は、主任介護支援専門員の有効期間満了後、失効します。失効にあたっては、県に対し何らかの届出を行う必要はありません。

主任介護支援専門員研修修了

<両方更新したい場合>

主任介護支援専門員**更新**研修

- 主任介護支援専門員の有効期間を更新
- 介護支援専門員証の有効期間を更新

「主任介護支援専門員更新研修」を受講・修了した場合、主任介護支援専門員及び介護支援専門員証の両方更新が可能。

<専門員証のみ更新したい場合>

専門Ⅱ研修 または 更新研修

- 介護支援専門員証の有効期間更新

専門研修課程Ⅱまたは更新研修を修了した場合、介護支援専門員証のみ更新が可能。

問13. 修了証明書を紛失した場合、再発行は可能か

○ 原則、再発行はできません。大切に保管してください。